

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2950号)

令和4年8月24日

横情審答申第2950号

令和4年8月24日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和2年9月18日道路第421号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市道等払下げのための事前調査依頼の取下げについて（栄区30-06）  
（令和元年度道路第965号）」 「横浜市道等払下げのための事前調査の回答  
及び道路の改廃手続等について（栄区-R1-05）（令和元年度道路第994号）」  
の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市道等払下げのための事前調査依頼の取下げについて（栄区30-06）（令和元年度道路第965号）」及び「横浜市道等払下げのための事前調査の回答及び道路の改廃手続等について（栄区R1-05）（令和元年度道路第994号）」を特定して一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「路政課の保有する行政文書全て（特定年度1、特定年度2、特定年度3、特定年度4（特定年月日1現在））栄区笠間二丁目特定番地1、特定番地2、特定番地3及びそこに接する市有地に関わる全ての文書（相談記録、担当間の引き継ぎ書、電話メモ、受付記録等、全ての文書）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年8月12日付で「横浜市道等払下げのための事前調査依頼の取下げについて（栄区30-06）（令和元年度道路第965号）」（以下「文書1」という。）及び「横浜市道等払下げのための事前調査の回答及び道路の改廃手続等について（栄区R1-05）（令和元年度道路第994号）」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件審査請求文書を特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 担当者間の引継ぎにおいてメモ等は作成しておらず、また、事務を進めていく中で業者との相談や担当者間、課内での打合せ等を行っているが、これらの議事録やメモ等は作成していない。
- (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、特定法人の法人代表者印の印影は、公にすることにより当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 担当者間の引継ぎメモ、相談メモ等の存在する記録、行政文書の全ての開示を求める。
- (2) 年度をまたいでおり、担当者が変わっている案件であるから、引継ぎに関する書類があると考ええる。
- (3) 前回の開示内容と異なり、修正テープの使用がある。
- (4) 不動産業者、建築会社が複数回相談をしているのに、その記録がない。
- (5) 今回このような主張をしたのは、担当者が変わる前から相談をしていたが、その内容が新しい担当者に伝わっていないと感じたため、住民の意思が道路局道路部路政課（以下「路政課」という。）の中で共有されているのかということと、横浜市が特定法人に対して、条件付きで払下げを行う旨の回答をしたのはどのような経緯によるものかということを知りたいからである。

5 審査会の判断

(1) 横浜市の市道の払下げに係る事務について

横浜市の市道の払下げを受けようとする者（以下「払下げ希望者」という。）は、道路変更手続要綱（平成16年2月25日制定。以下「要綱」という。）第2条第1項に基づき、横浜市に対して「横浜市道等払下げのための事前調査依頼書」（以下「事前調査依頼書」という。）を提出し、事前の調査を依頼する必要がある。この依頼は、路政課で受け付けている。

当該依頼を受けた路政課では、現地調査等の方法により事前調査を実施し、払下げ希望者に対して当該依頼に対する回答を行う。なお、この回答は、払下げに係る条件等を記載した「横浜市道払下げのための事前調査回答書」（以下「事前調査回答書」という。）によって行う（要綱第5条第1項第2号）。

当該回答を受けた払下げ希望者は、事前調査回答書の記載及び要綱の規定に従い、払下げを受けようとする市道に隣接する土地の所有者の同意を得る等の手続等を行

った上で、路政課に対して、道路変更申請書を提出する（要綱第10条）。

道路変更申請書の提出を受けた路政課では、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項により準用される同法第8条第2項に基づいて横浜市会の議決を経る等の必要な手続を行った上で、払下げに係る市道を廃止し、その旨を告示する。当該告示の日から2か月間の管理期間の後、財産管理部署へ所管換手続を行い、当該財産管理部署が、払下げ希望者との間で契約手続をして払下げを行う。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、これらのうち、個人の氏名及び法人代表者印の印影を除く部分を開示した。

イ 本件審査請求文書のうち、文書1は、特定法人が提出した取下書の処理をするために実施機関が作成した起案文書である。なお、当該取下書は、栄区笠間二丁目特定番地1、特定番地2、特定番地3及びこれらに接する市有地（以下「本件市有地等」という。）上の市道について、当該特定法人が特定年月日2に行った事前の調査の依頼を取り下げるために提出されたものである。

文書1は、文書番号、作成課、件名等が記載された起案用紙、当該特定法人が提出した取下書並びに取下げに係る事前調査依頼書及びその添付文書からなる。

ウ 本件審査請求文書のうち、文書2は、特定法人が特定年月日3に行った事前の調査の依頼に対し、実施機関が回答をするために作成した起案文書である。

文書2は、文書番号、作成課、件名等が記載された起案用紙、当該特定法人に交付した事前調査回答書の写し及びその案並びに回答に係る事前調査依頼書及びその添付文書からなる。

エ これに対し、審査請求書及び反論書の記載から、審査請求人は、本件審査請求文書以外にも、特定法人等からの相談に関する行政文書（以下「相談記録」という。）及び当該相談に係る案件に関する路政課の担当者の変更に係る引継ぎに関する行政文書（以下「引継ぎ文書」という。）があると考えられるのに、それらが特定されていないと主張しているものと解される。そこで、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下検討する。

なお、本件審査請求文書のうち、非開示とした個人の氏名及び法人代表者印の印影については、審査請求書及び反論書の記載から審査請求人が開示を求めていると解されるため、当審査会では判断しないこととする。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に、審査請求人が求める文書を作成又は取得しておらず、保有していないと主張している。そこで、当審査会で実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 相談記録の不存在について

路政課では、払下げに係る手続について相談された場合、要綱の内容を説明することとしているので、担当者によって相談に対する回答の内容が異なることはない。そして、市道の払下げに係る相談の件数が多いため、全ての相談について記録を残すことは困難である。

これらのことから、要綱の内容に沿った説明をする等の一般的な対応をした場合には、相談に係る行政文書を作成することはない。

本件市有地等について、路政課の担当者は、電話や面会の方法により、市道の払下げを受けたい旨の特定法人からの相談並びにこれに関連する審査請求人等からの相談及び苦情を受けていた。そして、これらの相談に対しては要綱の内容に沿って手続を説明しており、特定法人の来訪等に係る審査請求人等からの苦情については、特定法人に意見を伝える旨を回答する等の一般的な対応をしたものであるから、実施機関では、電話メモや面会メモ等といった相談記録を作成していない。また、特定法人や審査請求人等が作成した相談の記録を提供されたこともないので、相談記録の取得もしていない。

(イ) 引継ぎ文書の不存在について

特定年度1から特定年度4までの間での担当職員の変更は、一度である。この変更に当たり、前任の担当者は、引継ぎ事項を記載した資料（以下「引継ぎ資料」という。）を作成している。しかし、引継ぎ資料は本件市有地等に係る事項が記載されておらず、引継ぎ文書に当たらないことから、実施機関では、対象行政文書として特定しなかった。

引継ぎ資料に本件市有地等に係る事項が記載されていないのは、担当職員の変更が路政課の内部で行われたものであり、個別の相談に係る過去の経緯等を確認する必要がある場合、新任の担当者は、その場で前任の担当者に確認することができるため、個別の相談への対応に関しては、引継ぎ資料に記載しなくても、口頭で引継ぎをすれば十分だと判断したためである。また、引継ぎ資料は、引き継ぐ事務に関する重要な事項を説明するために作成されているところ、本件市有地等に係る相談及び苦情については、一般的な対応をしたもので

あったことから、引継ぎ資料に記載する必要はなかった。

(ウ) その他の行政文書について

特定法人から提出された事前調査依頼書及び取下書は、收受印を押して管理していることから、文書を提出された場合の受付記録は作成していない。

また、本件市有地等に係る相談や事前の調査の依頼について、路政課の内部で打合せをしたことはあるが、事前の調査の依頼に係る手続の内容の確認等を口頭で行ったものであり、議事録等の行政文書を作成していない。

(エ) よって、実施機関では、本件審査請求文書以外に、審査請求人が求める行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上の説明を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 相談記録の不存在について

要綱の内容に沿った説明をする等の一般的な対応をした場合には、相談に係る行政文書を作成することはないとの実施機関の説明並びに本件市有地等に係る相談及び苦情については一般的な対応をしたため、相談記録を作成していないとの実施機関の説明は、首肯できる。また、相談の相手方から相談記録を提供されたこともないとの実施機関の説明は、不自然ではない。

(イ) 引継ぎ文書の不存在について

担当者の変更に当たっては、必要に応じて担当事務に係る相談の経緯等を引き継ぐべきであると考えられるところ、担当者の変更は路政課の内部での事務分担の変更に伴うものであり、新任の担当者はその場で前任の担当者に個別の相談の経緯等を確認できるため、本件市有地等に係る相談に関しては、口頭で引継ぎをすれば十分だと判断したとの実施機関の説明並びに本件市有地等に係る相談及び苦情については、一般的な対応をしたものであったことから、引継ぎ資料に記載する必要はないと考えたとの実施機関の説明は、首肯できる。

(ウ) その他の行政文書について

特定法人から提出された事前調査依頼書及び取下書は、收受印を押して管理しており、受付記録は作成していないとの実施機関の説明及び路政課の内部での打合せについて、議事録等の行政文書を作成していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(エ) したがって、本件審査請求文書以外に、審査請求人が求める文書を作成又は取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明は不自然、不合理なもの

ではない。また、本件審査請求文書のほかに、本件請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定して一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 9 月 18 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 10 月 6 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 10 月 15 日 (第262回第三部会) 令和 2 年 10 月 26 日 (第342回第一部会) 令和 2 年 10 月 28 日 (第386回第二部会)	・諮問の報告
令和 4 年 5 月 18 日 (第417回第二部会)	・審議
令和 4 年 6 月 8 日 (第418回第二部会)	・審議
令和 4 年 6 月 24 日 (第419回第二部会)	・審議